

株式会社ポリチオン電池評価分析・受委託約款

第1条（目的）

この電池評価受委託約款（以下「本約款」という。）は、委託者からの発注により株式会社ポリチオン（以下「ポリチオン」という。）が受託する電池評価分析・測定（以下「本業務」という。）を遂行するために、委託者とポリチオンとの間で締結される個別契約を円滑に履行するにあたり、共通の必要な基本事項を定めることを目的とする。

第2条（適用）

委託者及びポリチオンは、次条に従い締結される個別契約によるほか、本約款に従って契約を履行されるものとする。

2 前項の場合において、個別契約の定めが本約款の定めるところと相違するときは、その部分に限り、本約款の規定は、適用除外されまたは修正されたものとみなす。

第3条（個別契約）

本業務の受委託の個別契約は次の各号の一の時点で成立するものとする

- 一 委託者からの分析見積依頼書に基づきポリチオンが見積書を作成の上、委託者に交付し、委託者がこれを承諾したとき
- 二 委託者からの注文書による申し込みに対し、ポリチオンが受託を承諾したとき
- 三 委託者からの電話口頭による申し込みに対し、ポリチオンが受託を承諾したとき

第4条（信義誠実）

委託者及びポリチオンは、相互信頼のもと、互いに協力して信義を守り、誠実に個別契約を履行するものとする。

第5条（委託料の支払い及び相殺）

本業務の委託料は原則として、本業務の結果を提供した後に、委託者が検収し、その翌月末までに、ポリチオンの指定する口座に振り込むものとする。他の支払条件については別途協議することとする。

2 ポリチオンから委託者に支払うべき債務があるときはポリチオンは前項の委託料と相殺することができるものとする。

第6条（秘密保持）

ポリチオンは、業務の実施に必要と委託者が考える範囲内において委託者から提供または開示された試料及び当該試料に関する技術情報ならびに業務の結果、その他業務遂行にあたり知り得た委託者の営業上、技術上の情報（以下総称して「秘密情報」という。）について委託者の書面による事前同意なしには、これらを本業務以外の目的に使用せず、且つ第三者に開示または漏洩しないものとする。ただし、次の各号の一に該当する秘密情報はこの限りでない。

- 一 委託者からの秘密情報の提供または開示を受ける前に既にポリチオンが所有または、取得していたことを立証しえるもの
- 二 委託者からの秘密情報の提供または開示を受ける前に印刷物等により既に公知となってい

たかまたは当該提供もしくは開示後ポリチオンの責めによらず公知となったもの

三 委託者から秘密情報の提供または開示を受けた後、ポリチオンが委託者に対する秘密保持義務を課せられることなく、正当な権限を有する第三者から合法的に取得したことを立証し得るもの。

2 ポリチオンは、委託者から本業務を依頼された事実について第三者に開示、漏洩しないものとする。

3 本条の各規定は、個別契約が締結されたときは、業務報告書提出後3年経過するまで有効とする。

第7条（分析の着手と結果報告）

ポリチオンは原則として委託者と協議して定められた期間内に本業務の結果を報告書として作成し、委託者に報告するものとする。

2 本業務の着手は次条に定める試料がポリチオンに提供され、到着したときとする。

3 ポリチオンは第1項に定める報告書の写しを控えとして作成の上報告書提出後3年間保管するものとする。

第8条（試料の提供及び返却）

委託者は、個別契約で定められた本業務遂行に必要な試料及び情報等（以下総称して「試料等」という。）をポリチオンに無償で提供するものとする。

2 ポリチオンは、前項の試料等を善良なる管理者の注意義務をもって使用・保管し、本業務の終了後は速やかに委託者へ返却するものとする。ただし、予め両者間で処分方法を取り決めた場合は、その方法によるものとする。

第9条（免責）

ポリチオンは、天災地変その他ポリチオンの責めに帰すことのできない事由により、個別契約の履行が困難になったときには、これに生じた委託者の損害を賠償する責めを免れるものとする。

2 委託者が本業務の結果を使用して生じたいかなる損害についても、ポリチオンの本業務の方法に過失があったと認められる場合を除き、ポリチオンは一切責任を負わないものとする。

3 前項に定めるポリチオンの本業務の方法に過失があったと認められるときは、ポリチオンは委託者と協議の上、次に挙げるいずれかの方法により必要な補償をするものとする。

一 ポリチオンの費用負担により、依頼された本業務を再実施する。

二 委託者から支払われた委託料の範囲内で委託者が蒙った損害を賠償する。

4 ポリチオンは、本業務の結果についていかなる第三者の知的財産にも抵触しないことを補償するものではない。

第10条（協議）

本約款に定めのない事項または本約款の各条項に関する疑義については、両者誠意をもって協議の上決定する事とする。